

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

No. 14

所管課かい名 スポーツ振興課

許認可等の内容	由比川河川敷スポーツ広場の使用料の還付	
根拠法令等及び条項	静岡市スポーツ広場条例第10条ただし書	
行政庁	静岡市長	
法令の定め	静岡市スポーツ広場条例（平成15年静岡市条例第129号） （使用料の不還付） 第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。 （1）第8条に規定する者の責めに帰することができない理由により利用することができなくなったとき。 （2）第8条に規定する者が利用の許可の取消しを申し出て、市長が相当の理由があると認めるとき。	
	審査基準	<p>還付する場合を例示すると次のとおり。</p> <p>①雨、雪、風等の悪天候、地震、台風等の天災地災などにより、利用できなかった場合。 ただし、利用区分（時間）の半分を超えて利用した場合、及び個人利用の場合は還付の対象としない。</p> <p>②地震や台風、洪水等の天災地災により、交通手段が遮断され、施設へ行くことができなかった場合。</p> <p>③施設や備品等の損壊や不具合など、施設管理上の都合により、利用許可を取り消された場合。</p> <p>④選挙や大規模イベント（プロサッカー、マラソン大会等）の開催等の理由により利用許可を取り消された場合。</p> <p>⑤その他上記基準に準ずると認められる場合。</p>
標準処理期間	設定年月日	平成15年4月1日設定（令和7年4月1日最終設定）
	標準処理期間 （未設定の場合はその理由）	総日数30日（休日を含む。）
	設定年月日	平成15年4月1日設定（ 年 月 日最終設定）